

# 令和8年度若者交流・社会参画促進事業業務委託 仕様書（案）

## 1 適用範囲

本仕様書は、長野県知事 阿部 守一（以下「委託者」という。）が委託する「若者交流・社会参画促進事業業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

## 2 趣旨・目的

高校生・大学生・若手社会人等の若者（以下「若者」という。）が、主体的に社会や地域の課題を理解し、未来をより良くするための提案や活動を行う機会を提供するため、会議及びイベントの企画・運営等の業務を委託する。

## 3 関係法令

本業務の実施に関しては、本仕様書によるほか、下記の関係法令等を遵守し行う。

- (1) 長野県財務規則及び諸規則
- (2) 契約書
- (3) その他関係法令及び通達

## 4 委託期間

契約日から令和9年3月31日まで

## 5 委託業務の概要

主に以下の業務を行う（別紙「令和8年度若者交流・社会参画促進事業 今後の実施イメージ」参照）。

- (1) 「信州若者みらい会議」の企画・運営
- (2) 「信州みらいフェス」の企画・運営
- (3) 高校生を対象とした若者の意見表明の場の企画・運営

## 6 委託業務の詳細

別紙「令和8年度若者交流・社会参画促進事業 今後の実施イメージ」及び以下のとおり想定しているが、事業の効果を最大限高める内容を提案すること。

- (1) 共通事項
  - ① 若者が企画段階から参画できる体制を整え、事業自体が若者同士の交流の場となるよう留意すること。
  - ② 企画に参画する若者の希望が反映されるように業務に進めること。
  - ③ 会議等の開催にあたり参加者・来場者を募集するため、以下の点に留意し広く広報を実施すること。
    - ア 広報を実施する際に必要となるデザイン料及び印刷費用や掲出料等については、別に定めるものを除き、受託者の負担とする。
    - イ Facebook、Instagram、X（旧Twitter）等SNSを活用して、効果的な広報を行うこと。
    - ウ その他独自に効果的に広報を実施するための提案を行うこと。

- (2) 信州若者みらい会議（以下、「みらい会議」という。）の開催・運営
  - ① みらい会議の内容

- ・「ユースカウンシルの設立」をみらい会議の共通テーマとして4回程度開催すること。
- ・検討に当たっては、若者同士で議論するだけでなく、有識者を招いて学習や議論を行うなど、十分な検討を行うこと。
- ・令和9年度にユースカウンシルの設立が実現できるよう、みらい会議をユースカウンシル設立準備会と位置づけ、若者の議論・活動を補助すること。
- ・若者の意向に応じて、有志による政策提案等の取組が生じた場合には、みらい会議内の活動状況の共有やオンラインツールの利用環境整備等、必要な範囲での補助を行うこと。
- ・当日の企画内容及び進行については、委託者と協議の上、内容を決定すること。

② 参加対象者

- ・主な参加対象者は「令和7年度将来を担う若者交流社会参画促進事業」に参加した若者を中心に、更なる参加者拡大を図ること。
- ・議論を深めるため、みらい会議に有識者等を参加させることができる。ただし、有識者等への謝金、打合せに係る費用等は契約金額に含むものとする。

③ 日程・会場の設定

- ・日程及び会場については、委託者と協議の上、最終的に決定すること。
- ・会場の使用料等は契約金額に含むものとする。

④ 会議当日までの準備

- ・使用する教材・資料一式の印刷等、事前準備を行うこと。（作成・印刷・製本費用は委託料に含まれるものとする。）
- ・打合せに係る費用等は契約金額に含むものとする。

⑤ 会議当日の運営

- ・使用する資料等について、会場まで搬送すること。
- ・会場との連絡調整、会場の設営（後片付け含む）、参加者の受付対応、司会進行、ゲストへの対応等を行うこと。ただし、司会進行等を外部に依頼する場合、謝金等は契約金額に含まれるものとする。
- ・みらい会議当日の内容や様子を記録すること。

(3) 「信州みらいフェス（以下「みらいフェス」という。）」の開催・運営

① みらいフェスの内容

- ・みらい会議で若者が検討した結果や若者の提案を行政や市町村等に向けて発表できる場として1回開催すること。
- ・県内の若者が日頃の成果や研究結果の発表、政策提案ができるよう広く若者の参加を募ること。
- ・当日の企画内容及び進行については、委託者と協議の上、内容を決定すること。
- ・みらい会議への参加者料金の徴収については、委託者と協議の上必要であると認める場合は徴収できるものとする。

② 参加対象者

- ・参加対象者は、長野県に関する若者及び若者からの提案を受ける市町村・企業・学校関係者等とする。
- ・参加市町村・企業・学校関係者等の選定は委託者と協議し、調整及び連絡は受託者が行うこと。
- ・委託者と協議の上、必要であると認める場合は、みらいフェスにゲストを参加させることができる。ただし、ゲストへの謝金、打合せに係る費用等は契約金額に含むものとす

る。

③ 日程・会場の設定

- ・日程及び会場については、委託者と協議の上、最終的に決定すること。
- ・会場の使用料等は契約金額に含むものとする。

④ みらいフェス当日までの準備

- ・進行表及び参加者向けアンケートを作成すること。使用する教材・資料一式の印刷等、事前準備を行うこと。(作成・印刷・製本費用は委託料に含まれる。)
- ・当日の発表・提案内容の募集や精査、確定については、委託者と協議の上決定すること。
- ・進行表及び参加者向けアンケートの内容は、委託者と協議の上決定すること。
- ・アンケートについては紙媒体の配布に限らず、ウェブによる実施等も含めて、参加者がより回答しやすい方法を委託者と調整すること。
- ・打合せに係る費用等は契約金額に含むものとする。

⑤ みらいフェス当日の運営

- ・使用する教材・資料等について、会場まで搬送すること。
- ・会場との連絡調整、会場の設営(後片付け含む)、参加者の受付対応、司会進行、ゲスト講師への対応等を行うこと。ただし、司会進行等を外部に依頼する場合、謝金等は契約金額に含まれるものとする。
- ・フェス当日の内容や様子を記録すること。
- ・参加者へアンケート調査を実施し、結果の集約を行うこと。なお、アンケートの項目については、委託者と協議するものとする。

⑥ 開催後

- ・開催の概要について、ホームページに掲載するためのWEBコンテンツを作成し、開催後1か月以内に掲載すること。なお、掲載方法等の詳細については、委託者と協議の上決定すること。

(4) 高校生を対象とした若者の意見表明の場の企画・運営

① 内容

- ・高校生が県に対して、事前学習の結果や要望などの意見を表明できる場を設定すること。
- ・事前学習については、大学生サポーターを設置し、学習の補助をすること。
- ・当日の企画内容及び進行については、委託者と協議の上、内容を決定すること。

② 参加対象者

- ・県内の高校に在学する高校生

③ 日程会場の設定

- ・日程及び会場については、委託者と協議の上、最終的に決定すること。
- ・会場の使用料等は契約金額に含むものとする。

④ 当日までの準備

- ・進行表等を作成すること。使用する教材・資料一式の印刷等、事前準備を行うこと。(作成・印刷・製本費用は委託料に含まれる。)
- ・打合せに係る費用等は契約金額に含むものとする。

⑤ 当日の運営

- ・使用する教材・資料等について、会場まで搬送すること。
- ・会場との連絡調整、会場の設営(後片付け含む)、参加者の受付対応、司会進行の対応等を行うこと。ただし、司会進行等を外部に依頼する場合、謝金等は契約金額に含まれるものとする。

- ・当日の内容や様子を記録すること。

## 7 契約の変更

契約の変更については、委託者と受託者の協議により定めるものとする。

## 8 成果品

- (1) 開催日程・会場、参加者数、実施内容、配布資料、広報方法等をまとめた報告書
- (2) 参加者のアンケート集計結果（日程ごと及び全体をまとめたもの）
- (3) 実施内容を取りまとめたホームページ掲載用のWE Bコンテンツ
- (4) その他、成果品として認められるもの

## 9 疑義について

- (1) 仕様書に記載のない事項や業務内容の変更等の疑義が生じた場合は、その都度委託者と受託者が協議して決定する。
- (2) 委託料又は履行期間を変更する必要が生じたときは、書面によりこれを定めるものとする。

## 10 その他留意事項

- (1) 本業務の実施にあたっては、必要な関係法令を遵守すること。
- (2) 委託業務で取得した情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外には使用してはならないこと。この項については契約期間の終了後または解除後も同様とする。
- (3) 本業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分認識し、流出や損失等、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。
- (4) 個人情報取扱特記事項を遵守すること
- (5) 受託者の責めに帰す情報漏えいが発生した場合、それによる損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受託者が自己の責任において処理すること。
- (6) 本業務の実施に際し、第三者が著作権を有するものを使用したことで問題が生じたときは、県に不利益が生じないように受託者の責任において処理すること。
- (7) 契約目的以外で、成果物（業務の過程で得られた記録、情報（個人情報含む。）等を含む。）を県の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡してはならない。
- (8) 成果物等に関する著作権は、長野県に帰属するものとし、県が行う他の媒体等での活用を妨げないものとする。
- (9) 受託者は、本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項または疑義が発生した場合は、速やかに県と協議を行い、業務を実施すること。
- (10) 業務に必要な経費は受託者側で負担すること。
- (11) その他、本業務の効果的な実施のために必要な事項については、県と協議の上定めること。

## 個人情報取扱特記事項

### (秘密の保持)

第1 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報（個人番号及び特定個人情報を含む。以下同じ。）の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (個人情報の取扱い)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）その他関係法令の規定に従い、個人の権利利益を侵すことのないよう最大限努めなければならない。

### (責任体制の整備)

第3 受託者は、この契約による個人情報の安全管理について、内部における責任体制（個人情報の漏えい、滅失及び毀損（以下「漏えい等」という。）の発生等に備えた連絡・対処体制を含む。以下「責任体制」という。）を構築し、及び維持しなければならない。

### (責任者及び従事者)

第4 受託者は、この契約による個人情報の取扱いの責任者（以下「責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「従事者」という。）を定め、責任体制と併せて、あらかじめ委託者に届け出なければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 受託者は、責任者に、従事者がこの特記事項に定める事項を適切に実施するよう監督させるとともに、従事者に、責任者の指示に従いこの特記事項を遵守するようさせなければならない。
- 3 受託者は、責任者及び従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。

### (作業場所の特定)

第5 受託者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、業務の着手前に、書面により委託者に報告しなければならない。作業場所を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 受託者は、個人情報を作業場所から持ち出してはならない。ただし、事前に委託者の承認を受けて委託者が指定した場所へ持ち出す場合は、この限りでない。

### (教育及び研修の実施)

第6 受託者は、この契約による業務に係る個人情報の保護について必要な教育及び研修を責任者及び従事者に対して実施しなければならない。

### (個人情報の目的外利用等の禁止)

第7 受託者は、この契約による業務を行うために委託者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の目的外に利用し、又は委託者の承諾なしに第三者（受託者の子会社（会社法（平成17年法

律第 86 号) 第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。) を含む。以下同じ。) に提供してはならない。

(再委託の原則禁止)

第 8 受託者は、次項の規定による委託者の承諾があつた場合を除き、この契約により個人情報を取り扱う業務を自ら処理するものとし、第三者にその取扱いの委託(以下「再委託」という。)をしてはならない。

2 受託者は、個人情報の処理の再委託をしようとする場合には、この契約により委託者が受託者に求めた個人情報の保護に必要な措置と同様の措置を再委託の相手方に求めるものとし、業務の着手前に、次に掲げる事項を記載した書面を委託者に提出して、委託者の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託の相手方の名称
- (2) 再委託が必要な理由
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託を行う業務の内容
- (5) 再委託の相手方において取り扱う個人情報
- (6) 再委託の相手方に求める個人情報の保護措置の内容
- (7) 再委託の相手方の監督方法

3 前項の委託者の承諾は、書面によるものとする。

4 受託者は、再委託をする場合には、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受託者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、委託者に対して、再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

5 受託者は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。

6 前各項の規定は、再々委託及びそれ以降の契約について準用する。

(個人情報の掲載された資料等の複製及び複写の禁止)

第 9 受託者は、委託者が承諾した場合を除き、この契約による業務を行うために委託者から提供された個人情報の掲載された資料等を複製及び複写してはならない。

(個人情報の安全管理措置)

第 10 受託者は、この契約による業務を行うために委託者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報の漏えい等の防止その他の個人情報の適切な管理(再委託による管理を含む。以下同じ。)のために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の掲載された資料等の返還、廃棄又は消去)

第 11 受託者は、この契約による業務を行うために、委託者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後においては、委託者の指示により、速やかに返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 受託者は、前項の廃棄又は消去(以下「廃棄等」という。)に当たっては、記録媒体を物理的に破壊する等、当該個人情報の判読、復元等が不可能な方法により確実に処理しなければならない。

3 受託者は、廃棄等に際し、委託者から立合い又は報告書の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

(漏えい等発生時の対応)

第 12 受託者は、この契約による業務の処理に関して個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じた場合は、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を速やかに委託者に報告し、その指示に従わなければならぬ。

- 2 受託者は、前項の事態が生じた場合には、被害を最小限にするための措置を、速やかに講じるとともに、同項の指示により、当該事態が生じた旨を当該漏えい等に係る個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講じなければならない。
- 3 受託者は、前項に定めるもののほか、委託者と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該事態に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(監査又は調査)

第 13 委託者は、この契約により受託者が負う個人情報の取扱いに関する義務の遵守状況について、受託者に対して必要な報告を求め、隨時に実地監査又は調査をし、又は受託者に対して指示を与えることができる。なお、受託者は、委託者から個人情報の適切な管理について改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

- 2 受託者は、再委託を行う場合には、必要に応じて、再委託の相手方が負う個人情報の取扱いに関する義務の遵守状況について、再委託の相手方に対して報告を求め、及び作業場所の実地監査ができるよう必要な調整を行うものとする。
- 3 前項の規定は、再々委託及びそれ以降の契約について準用する。

(契約の解除)

第 14 委託者は、受託者が個人情報保護法、番号利用法その他関係法令及びこの特記事項に定める義務を果たさない場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 受託者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、委託者にその損害の賠償を求ることはできない。

(損害賠償)

第 15 受託者は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより委託者が損害を被った場合には、委託者にその損害を賠償しなければならない。